

各 位

神山町長 河野 雅 俊

成人の風しん予防接種費用の助成について（通知）

町では成人の風しん及び妊婦の先天性風しん症候群の感染予防を目的として、次の方を対象にワクチン接種費用の全額を助成します。

風しん予防接種の特徴と効果、副反応等をご理解いただき、ご希望の方は医師と相談のうえ、接種してください。

1. 対象者	町内に住所を有し、これまでに風しんに罹患したことがなく、なおかつ風しんの予防接種を受けたことがない方、もしくは風しんのH I 検査において抗体価が16倍以下の方又はE I A 検査において抗体価が8.0未満の方で次のいずれかに該当する方 (1) 妊娠を予定または希望している女性（妊婦は除く） (2) 妊娠している女性の配偶者 (3) 昭和37年4月2日～平成2年4月1日生まれの男性
2. 接種期限	令和9年3月31日まで
3. 実施方法	○個別接種 … 町内の委託医療機関で、指定された日・時間内において接種する。 ○接種ワクチン… 風しんワクチンまたは麻しん・風しん混合ワクチン ○委託医療機関 … 中谷医院・佐々木外科内科 ○接種助成回数 … 1回限り ○自己負担金 … 無料
4. 申し込み	<u>接種を希望する医療機関に必ず事前に電話連絡してください。連絡（予約）することなく医療機関に行っても接種できません。</u> 当日は、マイナ保険証、健康手帳をお持ちください。 妊娠している女性の配偶者の方は母子健康手帳で確認します。 期間外接種及び委託医療機関外接種の場合は全額自己負担となります。
5. 注意事項	<u>この接種は任意接種で、接種を希望される方及び接種する医師の相談によって判断し行う予防接種です。予防接種法（小児の定期予防接種で努力義務）とは制度が違いため、副反応等で健康被害が出た時の救済が予防接種法ではなく、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法によって救済されることとなっています。補償の面で予防接種法より低い額での支給となります。裏面の説明書（風しん及び麻しん・風しん混合予防接種を希望される方へ）をよく読んで、予防接種についてよくご理解下さい。新型コロナワクチン接種とは2週間以上の間隔を空けてください。</u>

裏面をごらんください。

風しん及び麻しん風しん混合予防接種を希望される方へ

1. 風しん（3日ばしか）とは

風しんは患者さんの咳や会話などで飛び散る飛沫（ひまつ）に含まれる風しんウイルスを吸い込んで感染するウイルス感染症です。潜伏期間（感染してから発病するまでの日数）は2～3週間です。軽いかぜ症状ではじまり、発疹、発熱、後頸部リンパ節腫脹を主症状とします。また、眼球結膜の充血もみられます。年長児や成人では関節炎の頻度が高く、予後は一般に良好ですが、血小板減少性紫斑病や脳炎の合併を認めることがあり、まれに溶血性貧血もみられます。大人になってからかかると重症になります。

2. 妊娠初期に風しんにかかった場合の症状

妊婦が妊娠20週頃までに風しんウイルスに感染すると、「先天性風しん症候群」呼ばれる生まれつきの心臓病、白内障、聴力障がい、発育発達遅延などの障がいを持った児が生まれる可能性が非常に高くなります。感染経路は職場や、ご家族からうつることが多いため、妊婦さんの周りにいる人が風しんにかからないようワクチンを受けておくことが大切です。

3. 日本における風しんの流行状況

平成16年、平成25年、平成30年に全国的に風しん患者が増加しました。

4. 予防接種の効果と副反応

風しんワクチンは風しんウイルスを弱毒化してつくった生ワクチンです。接種を受けた者の約95%以上に風しん抗体の陽転（抗体ができる）がみられます。副反応はアナフィラキシー、血小板減少性紫斑病、脳炎及びけいれん等がまれに生じる可能性があります。

5. 予防接種の実施にあたって

① 妊娠している方および妊娠している可能性がある方は接種を受けることができません。ワクチン接種後は、少なくとも2か月間の避妊が必要です。万が一、ワクチンを接種した後に妊娠がわかった場合は、かかりつけの産婦人科の先生にご相談ください。なお、これまで世界的に見ても、ワクチンによる先天性風しん症候群の患者さんの報告はありませんが、その可能性が否定されているわけではないので、接種前の注意が必要です。

② 接種する3か月以内にガンマグロブリン（血液製剤の一種で、重症の感染症の治療などに使われます）の注射あるいは輸血をうけたことがある人は、免疫が十分に出来ないため接種を6か月程度延期する必要があります。

③ 他の予防接種との間隔は、医師にご相談ください。

この接種は任意接種で、接種を希望される方が接種医との相談によって判断し行う予防接種です。小児の予防接種や高齢者のインフルエンザの定期接種（努力義務）とは制度が違うため、副反応等（発疹、じんましん、紅斑、そう痒、発熱リンパ節の腫脹、関節痛、アナフィラキシーショック（重篤なアレルギー反応）等）で健康被害が出た時の救済が予防接種法ではなく、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の救済となっています。補償の面で予防接種法より低い額での支給となります。接種を希望される場合は接種医とよくご相談のうえ、接種してください。